

広島県告示第八百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和八年八月六日までの間、縦覧に供する。

令和八年七月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

江田島大柿線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
江田島市大柿町大君字塩形八六二番三地先から 江田島市大柿町大君字塩形八六二番七地先まで	新	九・四〇〇〇 ・七〇	六六・七〇	拡幅	
	旧	七・二〇〇〇 ・七〇	六六・七〇		